

令和5年12月25日

福知山市議会議長 田淵 裕二 様

産業建設委員会委員長 小松 遼太

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・ 議第91号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- ・ 議第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- ・ 議第93号 損害賠償の額について
- ・ 議第94号 損害賠償の額について
- ・ 議第95号 福知山市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

2 審査の概要

12月15日に委員会を開催し、地域振興部、建設交通部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、概要について報告します。

初めに、議第91号について、「福知山市指定管理者選定等委員会の実情と構成」を問う質疑があり、「当委員会は候補者を選定する際に設けており、任期は1年である。メンバー構成は、市からは財務部長と市民総務部長で外部は税理士、中小企業診断士、大学関係者、所管ごとに選定する人の計6人で、今回は文化団体から1人選定した」との答弁がありました。続いて、「採点結果集計表の平均点が77点であったが、100点満点から減点された要因」を問う質疑があり、「加点方式の採点方式であるが、その中で懸念事項として多かった意見は団体の高齢化と情報発信であった」との答弁がありました。さらに「20年ほど同じ団体が管理しているが、その経緯と展望」を問う質疑があり、「平成14年5月の開館した当時から、同じ団体が管理運営しており、平成18年からは指定管理者制度

を導入し、指定管理者として同じ団体が管理運営をしている。以前は指定管理者について公募としていたが、ここ2期6年は非公募としている。あり方の見直しや今後の方向性も含め検討していくとともに、地域が活発に動いている中で地域や福知山公立大学、他の事業者とタイアップをしたり、記念館の建物の利活用も進めていく」との答弁がありました。また、「3年間で今後の方向性を決めるとあるが具体的にどのようなことをするなどは決まっているのか」を問う質疑があり、「指定管理者の提案は、THE 610BASEさんとタイアップを行うことや福知山公立大学と連携し紙資料をデータベース化してホームページにアップをすること、他にも地域住民の作品の展示などがあり、新たな提案を受け実行に向けて動いていく。またコロナ禍で来場者が減少したがコロナ前の状況までに復活をすることに向けて、過去に行っていたジャズコンサートやイベントの再開実施などにも取り組んでいく」との答弁がありました。

次に議第92号について、「指定管理料の方が使用料よりも高く赤字となることが常態化しているが、使用料の値上げの検討」を問う質疑があり、「当施設は駅周辺の道路状況の混雑などを防ぐという市民サービスの向上が目的のため、利益を求め使用料を上げるということは考えていない」との答弁がありました。続いて、「指定管理者が行う業務のうちの除草の範囲」を問う質疑があり、「駅北と駅南のロータリーの中の中央分離帯の植樹のところである」との答弁がありました。さらに「指定管理制度を取り入れる前に駐輪場の使用料の横領に関する事件があったが、再発防止策や使用料の管理」を問う質疑があり、「平成28年度に横領事件があった。平成29年度に指定管理制度に変更した当時から使用料を機械で精算を行い徴収しており、機械から集金するときは2人で必ず行っている」との答弁がありました。また、「指定管理期間を7年としている理由」を問う質疑があり、「高額な自動精算機の更新年限に合わせている」との答弁がありました。また、「今回指定管理料が上がっている理由」を問う質疑があり、「自動精算機について新紙幣に対応する必要があることや、駅南口の機械は市が独自で購入していたものを貸し出していたが、今回は更新リリースを行うため新たに費用がかかり指定管理料が上がっている」との答弁がありました。

次に議第93号について、「相手方の過失割合が20%の理由」を問う質疑があり、「マンホールが見えている状況であったためである」との答弁がありました。続いて「示談交渉に3ヶ月と長い期間がかかった理由」を問う質疑があり、「損傷箇所が車体下部であったため損傷部分を特定し

修繕費用を算出するのに時間を要した」との答弁がありました。さらに「市民から市道の状況を伝える方法」を問う質疑があり、「電話、ファックス、SNSのLOGO（ロゴ）フォームで報告できるよう、広報ふくちやま12月号で呼びかけを行った。今後も引き続き事故を減らすため道路の整備や修繕を行っていく」との答弁がありました。また「事故などの補償を行うための保険の掛け金の額」を問う質疑があり、「全国市有物件災害共済会の保険に加入しており、年間で84万3,470円である」との答弁がありました。

次に議第94号について、「事故現場の側溝に鉄板をかけたのは誰か」を問う質疑があり、「今となっては判断は困難である」との答弁がありました。

次に議第95号について、「三和診療所について医師がいない時期などもあったと思うが現状はどのようになっているか」を問う質疑があり、「コロナ禍ということもあり、医療スタッフの体制が整わず休診の時期もあったが、令和5年4月から診療を再開している」との答弁がありました。続いて、「このタイミングでの過疎計画の変更であるが、6月に補正予算にあげた時点では、財源はどうなっていたのか、3月に財源更正を行うのか」を問う質疑があり、「6月の時点で適債性があることから、過疎債を充てる予定で補正予算をあげていた。京都府の受付時期の関係で過疎計画の変更のタイミングが補正予算のタイミングと合わずにずれているが、京都府にも問題がないことは確認している」との答弁がありました。また「医療機器の更新整備は具体的に何をする予定か」を問う質疑があり、「診療再開にあたり、設備点検をした結果、診療や検診機器の更新が必要となり、6月補正予算で1,400万円を計上し、超音波診断装置や心電計などの機器を更新した」との答弁がありました。

反対討論

なし

賛成討論

なし

3 審査結果

- ・ 議第91号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第92号 全員賛成で原案可決

- ・議第93号 全員賛成で原案可決
- ・議第94号 全員賛成で原案可決
- ・議第95号 全員賛成で原案可決